

平成29年12月23日

「せのう孝夫 市政報告 No. 27」についての意見

石井敏宏

せのう孝夫氏のネットでの市政報告 No. 27 ですが、疑問に感ずるところと、私としては看過できない箇所がいくつもあります。ゆえに、意見と疑問を提起させていただきます。そしてできることなら、これに対する、せのう孝夫氏の見解を伺いたいと思います。

1. 「議員個人によるSNSや市政報告等発信の在り方」について

(1) インターネットで書かれたことに関する異議は、ネットで当人同士がやり取りするのが、最も簡易・迅速です。また自動的に公開での議論となり、議員のみならず市民を含む不特定多数の人々のチェック・審判を受けることにつながり、独善的な意見が客観的意見に修正されることも可能となります。

ゆえに、ネットでの投稿に対する異議は、まずはネットで反論すべきで、ましてや公人ならなおさらだという見解を私は持っています。また、ネットがどうしてもできない方でも、まずは当人同士で手紙・FAX・電話・面会等でやり取りすべきだと考えます。それに対して、見解を伺いたいと思います。

(2) 議会外発言について当人同士で話がまとまらず不満がある場合は、個人間の紛争解決機関として法で規定されていない議会に解決を依頼するよりも、まずは法で定められている制度である民事訴訟・刑事告訴など司法手続きを取るべきだと思いますが、見解を伺いたいと思います。

(3) 私は、言論の自由というものの本質は、多数派の圧迫から少数者の言論を守るというものであり、当人間の争いを解決するには議会という“多数決原理の組織には不向き”で、言論における最終的な紛争解決は“論理によって判断を下す場”である裁判所によることが適切であると考えておりますが、見解を伺いたいと思います。

(4) 議会改革特別委員会や全員協議会のなかで取り上げられた私の記載は、公人たる当人達から私へは一切の反論も問い合わせもなく、議会改革特別委員会や全員協議会で取り上げられました。私はこれを言論弾圧だと受け止めております。このことに関して、公人同士なのに、直接の反論・問い合わせをしないということに対する見解を伺いたいと思います。

(5) せのう孝夫氏の議会改革特別委員会等の発言とこの市政報告を見ると、批判と誹謗中傷との違いが明確になっておりません。私は、根拠と論理がある指摘を批判、ない又は薄弱な指摘を誹謗中傷と捉えています。批判と誹謗中傷との違い、または定義のご説明をお願いしたいと思います。なお私は、批判はありで、誹謗中傷はなしという見解を持っております。

(6) 「対応を迫られる場合も想定されるため、議会として一定のルールを設ける動きが各地方議会でも広がりつつあります。」と書かれておりますが、全国およそ1,800の地方議会があるなかで、私は広がっているという認識はありません。どういう数的根拠があるのでしょうか。

(7) 「館山市議会でも、個人への中傷記事やフェイスブックへの投稿によって拡散させるなど、発信の際には他者への配慮をお願いしたいという事案があり」等々と書かれていますが、議会改革特別委員会や全員協議会のなかでの発言によると、私が問題ある記載をしていると断定されておられます。

決め付けた理由について、具体的事例を全て挙げ、なぜそれが問題なのか、表現だけでなく私の記載の事実関係及び見解も含めて、説明を頂きたいと思えます。(表現は事実関係と論理によって左右されるからです。)

なお、私は現時点において、問題は存在しないと考えており、一切の削除・訂正を行っておりませんので、全てネット上に掲載されております。

(8) 議会改革特別委員会で「議員個人によるSNSや市政報告等発信の在り方」という議題を、委員長であるせのう孝夫氏が、委員会において先に決まっていた議題である「委員会改革」より早く取り上げたことに、私を含む数名の委員から「審議する順番がおかしい」という声が上がりました。なぜ、委員会において合議によって決まった議題である「委員会改革」より、委員長の独断で「議員個人によるSNSや市政報告等発信の在り方」を優先して議題としたのでしょうか。

(9) 議会改革特別委員会では、せのう孝夫氏は中立の委員長であるにも関わらず、個人的主張をかなりの時間されており、委員からも批判の声が上がりました。中立である委員長が、委員会の場で個人的主張をされるのは基本的に不適切だと思いますが、いかがでしょうか。

(10) 館山市議会議員政治倫理条例にも、「品位と名誉を損なう言動を慎み」という規定がありますが、なぜ議会改革別特別委員会での配布資料に入れなかったのでしょうか。私は当日、配布資料を一見して、館山市議会には規定が一切ないと各委員に誤認させ、だから規定を新設することが必要だとするミスリードではないかと懸念を抱きました。

(11) 当日配布資料ですが、事前に配って頂ければ、こちらでも検討ができます。また、配布資料に不備があると思われる時は指摘ができます。逆に配って頂かないと、事前に作成または入手して内容を検討した委員又は議長と“情報格差”が生まれ、事前に知っていた委員または議長の意見に誘導されるおそれがあります。議会改革特別委員会では、なぜ事前に資料を配布されなかったのでしょうか。

(12) 全員協議会で採決が終わった後の発言ですが、採決前に行うべきものではないでしょうか。本会議や執行部提出議案を扱う公開の委員会では、採決後の発言機会がないことはご存知のことと思います。

(13) ルール化について「無責任に反対し」と書いてありますが、私は無責任に反対した議員はいないと思います。無責任に反対した議員はいるのでしょうか。いるということであれば、その理由をお示し頂ければと思います。

(14) 「無責任に反対し」というのは批判又は誹謗中傷にあたり私は考えませんが、見解を伺いたいと思います。

(15) 「議会改革という観点から人権に関する同様の事案が認められた場合は毅然と対処していく所存です。」と市政報告に書かれております。しかし、議会改革は情報公開・市民参加・議員間討議など主に議会運営の改革であり、人権問題は市民一般に通用する別の施策で取り組まれるべきものと考えますが、見解を伺いたいと思います。(例えば私は差別という人権問題について、男女共同参画会議において撤廃に取り組んでいます。)

(16) 当該案件は議会として対応しない、と議会改革特別委員会と全員協議会の議論と多数決で決まりました。今回の案件は、議会がどうあろうと、当初から私は対応を変えないという立場なので、当該案件についての議論と多数決の結果を尊重していません。

ですが、せのう孝夫氏は当初から、議会という議論と多数決原理の場で決すべきという立場であった以上、今回の決定を尊重すべきだと思います。しかしながら、今回の決定について「無責任」などと、尊重しないような発言は、矛盾でありご都合主義ではないでしょうか。見解を伺いたいと思います。

(17) 当該案件を議論した議会改革特別委員会と全員協議会は、一般市民の傍聴者はゼロ、文書での会議録もなく、実質的に“密室”での議員論議となっており、情報公開と市民参加を規定した議会基本条例の精神と乖離していると思います。できれば今回も、できなければ今後は、「全ての会議は原則公開とし、会議録を設ける」という規定を設け実施することを望みます。この議題を議会改革特別委員会に取り上げるよう要請しますが、これに対する見解を伺いたいと思います。これは、議会が市民の監視を受ける必要と同時に、密室であるという油断から起きる、議員による一般市民には通用しない恣意的または利己的な発言を撲滅する狙いがあります。

(18) 私は一貫して、当該案件は委員会や全員協議会で議論する必要すらない、と主張していますし、今もそう思っております。また、一部の委員からも「議論は不要」という意見が出されました。

私たち議員が、年間において、本会議・委員会等の議会公式会議に出席している時間は100時間程度だと概算しています。そして、議員としての年収は平均600万円程度です。とするならば、会議出席の時間を時給に換算すれば、時給約6万円となります。そのことを勘案すると、当該案件についての議会改革特別委員会と全員協議会の議論はそれだけの価値があったと、庶民感覚で捉えるのは無理があると私は考えます。

また、せのう孝夫氏の市政報告では「政策に磨きをかけてほしい」と書かれ、また「目下の課題に全力を挙げよ！」という言葉が引用されています。本来であれば、公人たる当人同士で話をすべきで議会で取り上げる案件ではないと考える私にとっては、これを議題とするより、政策論議を優先すべきであると認識しています。このことに関する見解を伺いたいと思います。

なお、私は館山市議会議員のなかで、誰よりも政策論についての発言及び情報発信の量が多いという自負があります。

2. 「地域公共交通網形成計画策定を求める請願」について

(1) 「議会としてもこれを問題視し、12月21日の議会運営委員会にも議題として取り上げられました。」と記載されておりますが、私はその議会運営委員会に出席しましたが、議題として取り上げることはできなかったと認識しております。また、問題と考える個々の見解はさておき、合議体である議会として委員会の審査内容を問題とすることはできないと認識しております。

その根拠は、会議規則の第38条に「委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。」とあり、言い換えれば審査終了まで、議題とすることはできないからです。この規定の趣旨は「委員会の審査独立の原則」とされています。

議会提要の会議規則用語の解説をご覧ください。用語の連合審査会の解説に「案件を付託された委員会は、その案件について審査又は調査の義務と権限を有するものであり、本会議又は他の委員会の干渉を受けることなく、独自の見解のもとに意思決定をなすべきはもちろんであって、これを委員会の審査独立の原則という。」とあります。

私は、議会としてもこれを問題視することは法理上ありえず、また他の委員会で議題とすることは違法行為だと認識しておりますが、見解を伺いたいと思います。

(2) 私も平成26年度から地域公共交通網形成計画を議会一般質問で取り上げております。これは個人的見解ですが、なぜ今まで策定されてこなかったか、その理由を推察することが大切だと思います。

私としては、網形成計画を作るか否かは、つまるところ「費用対効果」の問題と認識しています。地方自治法第2条14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」としており、地方財政法第4条1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」としている通りです。投入する資源に対して期待される成果が上回るかということです。財政難と人員不足がこれからさらに厳しくなっていく館山市ですが、せのう孝夫氏は費用対効果のシミュレーションをされているのでしょうか。

また、策定するとしても、近隣市を含めるか、あるいは県も含めるか、という計画そのもののあり方、また近隣市との合意、さらに交通事業者など幅広い関係者と策定に入ったら協力を頂けるかの協議、策定するにあたり市での人員と財源の確保など、策定前の準備が整っているかということも論点になります。

せのう孝夫氏は、計画そのもののあり方はこれしかないというものがあり、それが近隣市を含め既に合意が得られた、または容易に合意が得られるとっておられるのでしょうか。また、策定前の準備は問題ないという具体的な認識を持たれているのでしょうか。見解を伺いたいと思います。

3. 委員会継続審査中の案件について

「このような議会での議論の模様をお知らせするのも、議会改革における情報公開の一端と捉えているからです。情報公開によって、議会全体の意識と質の向上と、市民監視力の向上につながることを願うのみです。」と市政報告に書かれています。

委員会という合議体の説明責任については、審査中案件に関しては、本会議及び市民に対して詳しい中間報告をするのは難しいですが、個人的見解は積極的に発信し市民を巻き込んでいくという考えには大いに賛同するところであります。

それを前提にして、議会運営委員会で審議中の案件について見解をお伺いしたいと思います。3名の議員による国交省への政務視察において、公務でないのにも関わらず市役所公用車を使用したことと議会事務局職員の運転手を利用したことです。

9月議会の全員協議会で疑義が呈され、10月の議会運営委員会（議運）で審議しましたが結論が出ず、私が12月の議運で早く審議を再開するように主張して、3月頃の議運で審議を再開する予定になった件です。審議が大変遅く、遅い理由も不明だと認識しております。

事実の概要は、

①館山市議会議員3名が政務として、執行部職員1名が公務として国交省に視察に行った。議員達と執行部職員1名が一緒に視察に行ったのは、その中の議員が執行部に声をかけたことがきっかけである。

②その際に、執行部が公用車を用意し、議会事務局が議長の了解のもと事務局職員を運転手に付けた。

ということに異論はないと思います。

私の意見は、「政務は私的活動なので、公用車と公務員運転手を使うことは許

されず違法行為にあたる。早期に3名の議員は実費相当額を市に弁済し、かつ説明責任を果たすべきである。」というものです。このことに関する現時点での考えと対応、そして説明責任について伺いたいと思います。

4. 最後に

今回の市政報告等は私にとっては、大変疑問に感ずるものであります。しかしながら、せのう孝夫氏の議員活動は真摯であり、全般的に大変有意義なものと思っておりますので、尊敬の念も同時に持っていることを申し添えます。